

東久留米市立学校適正配置等に関する懇談会報告書

(中部地域)

平成13年10月26日

中部地域の学校適正配置等に関する懇談会

目 次

はじめに

I 懇談会の設置に至る経緯

II 懇談会の進め方（とりきめ事項）

III テーマ別の意見等

テーマ1 東久留米市立学校適正規模等研究会答申の検証について

テーマ2 学校の適正規模について

テーマ3 30人学級について

テーマ4 通学区域のあり方について

移行の方法（就学計画）について

その他の事項

むすび

懇談会設置要綱

懇談会開催の経過

資 料

- 1) 中部地域の学校適正配置等に関する懇談会委員名簿（平成13年2月14日）
- 2) 東久留米市立学校適正配置等に関する懇談会設置要綱
- 3) 東久留米市立学校適正規模等研究会答申書（第一次答申：平成10年9月28日）
一 東久留米市立小学校及び中学校の適正規模について
- 4) 東久留米市立学校適正規模等研究会答申書（第二次答申：平成11年7月26日）
一 東久留米市立学校の適正配置・通学区域について
- 5) 学校別児童・生徒数、学級数の推移・推計

- 6) 東久留米市立学校適正規模等検討経過
- 7) 平成 11 年度決算状況調査結果 (27 市)
- 8) 東久留米市行財政調査会報告 一小・中学校の適正化について
- 9) 主要国の公立諸学校の学級編成基準等について
- 10) 各市及び東久留米市立学校の職名別教員数と教員一人当たり児童数
- 11) 小中学校教室数調べ
- 12) 中部地域指定校変更学校別内訳 (新 1 年生)
- 13) 児童数及び学級数の推移と推計 (市立小学校)
- 14) 平成 13 年度東久留米市立小・中学校性別教員数一覧
- 15) 仮称「六仙公園」に係る関連法令抜粋
- 16) 小学校入学者数及び指定校変更者数の推移
- 17) 東久留米市立学校通学区域に関する規則
- 18) 市立小学校学区・承認区域の変遷
- 19) 市立小学校略史 指定校変更承認区域一覧
- 20) 児童数・生徒数・学級数の推移と推計
- 21) 平成 16 年度児童推計数に基づく統合・分散シミュレーション
(児童数・学級数・教室数)
- 22) 学校適正化実施までの流れ・新学区への移行に伴う就学パターン
- 23) 児童推計 (平成 16 年度) に基づく分散・統合シミュレーション
(児童数・学級数・教室数) (児童数・校庭・遊具類)
- 24) 市立小学校の増改築等実施時期一覧
- 25) 町丁目別学齢児童数に基づく児童の均等化シミュレーション (中部地域)
- 26) 「中部地域の学校適正配置等に関する懇談会」に関するアンケート
(平成 13 年 9 月 13 日 : 第八小学校 P T A)

はじめに

本懇談会は、中部地域の小学校の適正配置と通学区域の地域内再編成について、関係住民等と市が協力し、その目的の達成に向けた意見交換等を行うために設置された。

第1回懇談会は、平成13年2月14日に開催され、会議の開始にあたり、教育長からの「経済社会情勢の変化に応じた学校適正規模を構築していかなければならないので、本懇談会で議論等をいただき、反映できるものは行政に生かしていきたい」との主旨説明の後、各委員から提案された四つのテーマに基づき、平成13年10月まで計8回の懇談(意見交換等)を重ねた。

本懇談会は、教育委員会の「諮問機関」ではないので「委員相互の自由な発言(意見交換)の場」として運営した。従って、この報告書(まとめ)は、各テーマごとに出された意見・提言等を列挙し整理する形式としている。

市及び教育委員会は、本報告並びに東久留米市立学校適正規模等研究会答申等を充分しん酌し、子どもたちの教育環境にとってよりよい結論を出すよう望むものである。

中部地域の学校適正配置等に関する懇談会

I 懇談会の設置に至る経緯

近年、各市町村において行われている学校統廃合は、全国的な少子高齢化に起因するもので、とりわけ大都市においては居住人口の減少(都市の空洞化)や居住世帯の高齢化などに端を発している。

東久留米市での検討の背景も、こうした少子高齢化による児童・生徒数の減少に伴う学校の小規模化の進行が、教育効果や学校運営等に課題を抱えさせる要因となってきたことにある。

これらの課題への取り組みとして、市は、平成6年の市民参加による行財政調査会(市長の諮問機関)において、教育上の観点と限られた財政資源の有効配分という両面からの調査・審議を行った。

さらに平成8年には、この行財政調査会の報告を受けた行財政改革推進本部(市の内部組織)において、行財政全般にわたっての様々な課題について検討がなされるとともに、課題解決のための推進計画が策定され、その一つとして「学校の適正配置」が教育委員会所管の計画として示された。

こうした経過を踏まえ、教育委員会は、平成9年に東久留米市立学校適正規模等研究会(以下「研究会」という。)を設置した。

研究会では、平成11年7月まで2年4ヵ月をかけ調査・研究が行われ、市内を三つの地域(東部・中部・西部)に区分し、それぞれの地域についての学校の適正配置と通学区域が答申された。

この研究会答申に基づき、教育委員会は「中部地域の適正化を優先する(都立公園の事業認可の見通しが明るい)」との方針を立て、平成11年10月以降住民説明会等を開始し、その説明会の過程の中で「努力目標を平成14年4月とする」という教育委員会の計画が示された。

一方、市議会には、この方針に不安や疑問を抱いた保護者等から「地域、保護者等の意見・要望をよく聞く機会を設け、十分時間をかけて進めるべき」などとする多数の陳情が提出され、採択あるいは趣旨採択された。

教育委員会は、こうした経過を尊重するとともに、三つの地域のうち中部地域からスタートした要因の一つでもあった都立公園の事業認可が当初計画より遅くなったことも勘案し、東部・中部・西部それぞれに、地域住民等による意見交換等を行うための懇談会を設けることとし、平成13年2月14日、中部地域の懇談会を設置するに至った。

Ⅱ 懇談会の進め方(とりきめ事項)

第1回懇談会において、以下の9項目をとりきめた。

1. 会議は公開とし、傍聴人数は会議室のスペースに合わせ調整する。
2. 懇談会に配付する資料は、傍聴者にも閲覧資料として用意する。
3. 懇談会は、自由な発言の場とする。
4. 会議録の作成は、発言の主旨を生かした要点記録とし、次回の懇談会で確認を得て確定する。
5. 会議録には発言者の氏名を載せない。
6. 資料及び会議録は、委員に事前配付する。
7. 懇談会は、委員及び事務局から出されたテーマに沿った意見交換等の場とする。
8. 報告書(まとめ)は、懇談会での意見を積み上げて作成するものとし、その際は多数決で決めない。
9. 教育委員会及び市長は、今後の学校適正化への取り組みに際しては、本報告書を充分しん酌の上、行政の責任において最終的に判断する。

Ⅲ テーマ別の意見等

懇談会の意見交換等は、次の4項目のテーマに沿って行った。

1. 学校適正規模等研究会答申の検証について
2. 学校の適正規模について
3. 30人学級について
4. 通学区域のあり方について

この懇談テーマを決めるにあたっては、各委員に書面等で意見を求めた。以下はその主なものである。

まず、研究会答申について、次のような意見が示された。

- 地域内再編よりも、まず「市はこういう教育をめざす」というプランが必要である。
- 30人学級・小規模授業等への動きがある中で、40人学級を基本にした適正規模化を今後も基準としてよいのか。30人学級に向けた適正配置を考えるべきである。
その意味で、答申を検証すべきである。
- 平成6年の行財政調査会への検討依頼に始まった適正化は、教育的視点に立っていない。
財政的観点に立たない検証が必要である。

また、学校適正化(学区域再編成)のあり方については、研究会答申の「小規模校の廃校」ではなく、学級あたりの児童数を減らすべき。という意見も示された。

次に、懇談テーマとしては次のような問題提起があった。

- 学校の肥大化による安全確保・地域との連携・生活指導の諸問題にどう対応するか？
- 単学級という教育環境が、子どもの育成にどう影響するか？
- 近くにある学校ではなく遠い学校に通学せざるを得ない学区域の検討・見直しの必要がある。
- 空教室を「総合的な学習の時間」の学習スペースとして確保できるよう、児童数を考えながら学区域を決める。

さらに、学区域についても次のような意見が出された。

- 学区域制度を今後も守って行くのか。
- 学区域の弾力化は、学校の児童数にアンバランスが生じる。
- 指定校変更承認区域(以下「承認区域」という。)は必要なのか。

これらの意見の他に、中部地域の事情に即した意見も示された。

- 中部地域の児童数増の解消に向けた学区域のあり方を考える。
- 研究会答申は1校減らしても問題ないとしているが、児童が増加傾向にある中部地域で(減らしても)大丈夫なのか。
- 第三小学校の教室数は限界なので、通学区域の再編成を考えるべきだ。
- 第八小学校が廃校になると、(第八小学校の)児童が周辺に分散され、受入校の施設(教室数)に無理が生じるのではないか。

また、学校適正化に伴う施設整備や学校のあり方についても意見が示された。

- 従来の学級単位ではなく学習集団に基づく教育を実施した場合、教室数はどうなるのか。
- 老朽化、コンピュータ教育、体育館や校庭の広さ等は大丈夫なのか。
- トイレについても検討が必要だ。
- 学童保育所・保育園・老人施設等、学校と地域施設の併用。

なお、懇談会での意見交換や議論が、単に「学校適正化について懇談会委員が議論した」という事実が残るだけでは何の意義もないことは明らかである。

そこで本懇談会では、この成果が教育行政に反映されるよう、今後市が教育行政を進めて行く上で懇談会での基本的プランについての議論を充分しん酌するよう要望することを確認した。

次ページ以降、第2回懇談会から第7回懇談会までの意見交換及び議論の内容を懇談テーマに沿って報告する。

なお、同一の意見が複数回記載されている場合があるが、複数のテーマに関連する意見は繰り返し記載し、議論の内容を分かりやすくしたものである。

テーマ1 学校適正規模等研究会答申の検証について

現在、市が計画している学校規模等適正化(学区域再編成)は、平成10年9月の研究会第一次答申「東久留米市立小学校及び中学校の適正規模について」及び平成11年7月の第二次答申「東久留米市立学校の適正配置・通学区域について」をベースに進められていることから、その検証作業を行った。

懇談会では、まず研究会答申の「学校統廃合による適正化」についての意見交換を行った。

主な意見は次のとおりであるが、廃校による適正化に疑問を示す意見が多数あった。

- 研究会等による学校適正化は財政的視点から始まっている。
財政を無視してよいということではないが、適正な規模が子どもにとってどうか？教育条件がどうなのか？複数でクラス替えがあった方がよいのか？ということが重要だ。
- 出発点がどうあろうと、子どもの成長過程を考慮しつつ現状の単学級・小規模校の存在が子ども達にとってどうなのか。

- 学校の新設が場当たりだったため、位置もアンバランスだったり、無計画に作ったから最終的に「多くなったから廃校」となっている。
第八小学校を避けて公園を作るとか、廃校の前に考えるべきことがある。
- 研究会は「学校配置は現在地を基準として、移設や新設は想定しない」ことを前提にしているが、この前提を外せば結論は変わる。
- 単に廃校ではなく、単学級をなくすためにどうすればよいかを考え、財政的な可能性をさぐるべきである。
- まず廃校ではなく、よりよい教育をつくるという視点で、学区域の調整など、廃校以外の方法でも単学級は解消できるのではないか。
- 30人学級や少人数指導が現実のものになりつつある中で、取り組みの一例として教室を分割した少人数授業があるが、この方法には疑問がある。教室数の問題も併せて考えると廃校だけでよいか疑問だ。

次に、中部地域の状況に引きつけた議論を行った。

- 第三小学校の児童が増加中であり、第八小学校が廃校になれば地域の学区域も変わるのだから、学区域を再編成して第八小学校の区域を広げれば(第八小学校の)単学級は解消できる。
- 中部地域全体では児童数が増加しているので、学区域を再編成すればよい。
- 中部地域は児童が増加している。5校にした時に12～18学級に収まるか疑問だ。
- 中部地域は学区域の見直しで均等にできる。
- 中部地域では、第八小学校だけが(六仙公園との関連はあるが)小規模校とされている。
- 廃校以外の適正化(6学区域の調整)はどうか。
- 全域での再編は、子どもへの影響も大きいのではないか。
- 学校適正化の背景には児童数の大幅減という現実がある。「中部地域の6校を維持し平均化する」という意見は、想定はできても非現実的である。
- 研究会の「児童数に見合った学校数」という考え方は妥当であり、六仙公園もある中で、第八小学校が学校としての機能を果たせるのか。

以上の意見及び疑問に対して教育委員会事務局(以下「事務局」という。)から、次のとおり説明が行われた。

1. 中部地域の児童数増加は一時的なものであって、東京都の児童推計でも増加傾向は維持されていない。

2. 学校の位置がアンバランスなのは事実だが、人口急増期のやむを得ない対応だったのであり、他市も同様に苦慮している。
3. 中部地域を5校に再編成した後の学級数は全体で77学級であり、現在より2学級減る推計である。なお、標準学級の上限は24学級である。
4. 学校の位置がかたよっているので学区域の再編成は困難である。研究会答申には第三小学校の児童増も見込まれている。

また、焦点になっている単学級についても意見が示された。

- 単学級・小規模校にはそれなりの良い点がある。単学級・小規模校の教育環境が劣ることはない。クラス替えによって問題が悪化したり、逆にクラス替えができないから皆で真剣に取り組む、良い方向に進んだ例もある。
- 単学級には保護者や教師がどれほど努力しても、客観的にどうしようもない問題がある。
- 子どもたちが、より多くの人と交流し(人間関係を)広められる環境を(適正化によって)与えるべきだ。
- 単学級も複数学級も問題はそれぞれにあるが、何よりも教師の指導性と指導力の向上が基本的に重要だ。

以上の意見の他に、市の教育行政について次のような提言があった。

- 教育水準を向上させるための統廃合、というビジョンが明確であれば保護者も納得できるのではないか。市にはそのビジョンが不足している。
- 類似市の教育費と比較する(資料を見る)と、東久留米市の教育(の環境)は、かなり進んでいる。
財政に余裕がない中では、子どもを主人公に考えながら「必要なところには思い切った予算を措置する」ことが必要だ。

テーマ2 学校の適正規模について

研究会は、学校の適正規模について次のとおり答申している。

1. 単学級をかかえる現状よりも、全学年を通じ複数学級であることが望ましい。
2. 適正規模としての学級数は、小学校においては12～18学級までとする。中学校については1学年4学級以上で12～18学級までとする。
3. 適正化への是正にあたっては、全市的な視点から地域の実情を十分配慮して行う。

また、同時に次の4点が要望事項として示されている。(要旨)

1. 学級編制人数の削減が可能になるよう、関係機関への働きかけを。
2. 適正規模への是正。学年複数学級への移行にあたっては、教育環境の改善、各種施設・設備、教員定数を含む人員体制の充実措置を併せて講じられたい。
3. 学校統合への移行の際は、児童・生徒の就学環境変化に適切な対応を。
4. 余裕教室等の学校施設は、生涯学習や様々な地域活動の場、地域社会の拠点として有効に利用できるための方策を。

現在、市及び教育委員会が計画している学校適正化は、この適正規模に基づく学校再編であることから、次のような問題提起も踏まえながら議論を行った。

- 中部地域には現に大きくなり過ぎそうな学校もある。統廃合によって規模が大きくなり過ぎる弊害もあるので、地域全体で考える必要がある。
- 学校を減らすと全体の教員が減り、学級あたりの児童数が増え、教員一人当たりの児童数が増える。これが教育条件の向上とは思えない。

単学級・小規模校の利点については、次の意見が示された。

- 単学級・小規模校にはそれなりの良い点がある。単学級・小規模校の教育環境が劣ることはない。
 - クラス替えによって問題が悪化したり、逆にクラス替えができないから皆で真剣に取り組む、よりよい方向に進んだ例もある。
 - 小規模校では異年令の取り組みが多い。その重要性もある。
 - 小規模校では親の距離が近く思い入れが深かったり、異年令での機会が多いため、思いやり・うやまう気持ちを育てやすい。
 - 教員の立場からは、学級や学年を越え全体で子どもを見られたり学習指導がやりやすい。
- 反面、同一の人間関係・集団で進むため、役割が固定されたりする。

一方、単学級・小規模校の課題や問題点についても、次のように意見が示された。

- 一定の人数の中で育ち、様々な刺激を受けることは人格形成に重要だが、小規模校の刺激と大規模校の刺激は異なる。

- 小規模校では他の教員との交流が薄いため、独善に陥りやすい。教員の立場で言えば、小規模校では刺激を受けにくく他の教員からの知恵も借りにくい。
- 財政が危機的な中で、納税者の財産を有効に使い教育効果を高めるという視点で考えると、小規模校には難しい側面がある。
- 専科教員の配置については、13学級までは2名が、14学級になると担任以外に1名がプラスされ、プラス分をどの専科にするかは学校の裁量で可能である。

この他、委員相互で次のような議論を行った。

- クラス替えができ、より多くの友だちと出会える機会を設けるためには複数学級がよい。
- 小規模校(の児童)は集団に溶け込むまで時間がかかる、という意味での問題はあろうが、致命的な問題ではない。
- 社会性は教員の働きかけ次第であり、学校規模ではない。
- 小規模校でも大規模校でも、子どもそのものはさほど変わらない。
- 小規模校では人間関係や評価が固定されやすく、個々の能力を引き出すことが難しい場面があるが、結局は教員がいかに子どもを固定して見ずに変えようとするか、という努力にかかっている。
- それなりの適正規模は必要であり、市全体が平均化することが望ましい。
- 中部地域の6校体制の維持ではなく、子どもにとってよりよい学校数と児童数を考えるべきだ。

なお、この議論に関連して事務局から「教育委員会としては、財政上の視点だけではなく教育上からも検討し、教育と財政資源をバランス良く執行しなければならない立場にある。」との発言があった。

テーマ2に関する意見交換及び議論は以上のとおりであったが、今後教育委員会の行う計画策定に対し、次のような意見があった。

1. 財政は無視できない問題であり、最終的には市長判断になろうが、この懇談会での「子どもにとってどうか」という議論を十分に反映されたい。
2. 学区の全体像は、適正規模を12～18学級とした第一次答申でよい。
3. 学校規模は全市内で同じであることが望ましく、質的にも量的にも均等な教育条件にすることが重要である。
4. 市内のどこでも均等な教育を受けられるシステムを前提に、子どもにとって最もよい教育費の使われ方を考えるべきである。

テーマ3 30人学級について

30人学級については、研究会第一次答申でも「学級編制人数の削減が可能となるよう、関係機関への働きかけ」が要望されているが、本懇談会では次のような問題提起があった。

- 12～18学級という適正規模の数値を変えることはできないが、30人学級や少人数指導というやり方がある。市の方針によっては、必要な教室数も変わってくる。
- 将来、30人学級・少人数授業が実施されるが、その対策は議論されているか。
- 30人学級・少人数授業等への動きがある中で、40人学級を基本とした適正規模化を今後も基準としてよいか。
- 30人学級に視点を向けた適正配置を考えるべきだ。
- 40人学級を基本にした上で適正規模は12～18学級とされているが、子どもの立場からは何人がよいのか不明確だ。

なお、30人学級に関する市・教育委員会の考え方は次のとおりであった。

1. 市としては、独自の30人学級化はできない(行わない)。
2. 学級を分割して行う少人数指導もあるが、教員の配置が課題であり全校での実施には時間がかかる。

また、埼玉県志木市が計画している25人学級編制についても委員から質問があり、事務局から次の説明があった。

1. 市立小学校8校のうち1・2年生を対象に25人編制にしたい。というもので、実施した場合、全体で10学級が増加すると聞いている。
2. 県教委に同意を求める一方、教員給与の2分の1の補助等を要請しているが、補助が得られない場合は市単独で実施する方針。という報道である。
3. 10名の教員で5,000万から1億円が必要であり、県は態度未定とのこと。

この他、実施した場合の課題等についても説明があった。

1. 市単独で実施した場合、教員という呼称を使えるか疑問。
2. 県費教員は異動による資質向上等が期待できるが、市費教員は市内異動しかできない。

3. 教員採用試験によらず教員免許のみで採用した場合、保護者がどう受けとめるか。
4. 都教委からは「少人数指導を重点とする」方針が示された。少人数指導(=少人数授業)は、TT(チーム・ティーチング)とは異なり、学級を解体した学習集団を作り実施するもの。
5. 少人数指導に伴う教員の加配は都道府県が行い、学級編制を変えずに行う。
6. 学級規模についての研究報告(国立教育研究所)によれば、学級規模の縮小計画が必ずしも期待するほど教育効果の向上に結びつかないことが示されている。

以上の他、30人学級に関する意見は次のとおりであった。

- ・ 実態として、本市の平均(1学級当たり児童数)は30人である。
- ・ 学級集団ではなく学習集団を、という考え方から「教室が足りなければ教室内を分割した別教育」という考え方もあったが、教室を分割した小集団授業には疑問がある。
- ・ 経費を無視した少人数授業ができればよいが、少人数でも複数学級でも、結局は教員の力量を高めることが重要である。
- ・ 市独自に30人学級を目指すことが困難である以上、国の30人学級方針が早期に明確化されるよう、教員の加配や、国への働きかけが必要である。

テーマ4 通学区域のあり方について

通学区域のあり方については、まずその全体像について意見が示された。

- ・ 学区域の変更に当たっては通学時の安全性も考慮すべきである。
- ・ 学校に近くて安全、ということが最も重要である。
- ・ 通学路に子どもの遊び場やたまり場ができるような通学区域がよい。
- ・ 学区域の全体像は、適正規模を12から18学級とした研究会第一次答申でよい。
- ・ 学区域については、安全性や距離等で検討されるべきである。

また、中部地域の事情に関連した問題提起があり、これらを加味した議論も行った。

- ・ 遠くの学校ではなく安全な近くの学校に通えば、大きくなった学校の児童数を減らせるし、第八小学校の学級数や教員数も増やせ、教育条件をよくできる。

- 第一小学校と第五小学校は児童数が増えており、第三小学校はすでに18学級を上回っている。これをどうするかが問題である。
- 六仙公園もすぐにはできないのだから、地域全体で(の適正規模化を)考えるべきだ。
- 廃校以外の適正化(中部地域の6学区域での調整)はどうか。
- 全域での再編成は、子どもへの影響も大きいのではないか。
- 学校適正化の背景には児童数の大幅減少という現実がある。「中部地域の6校を維持し平均化する」という意見は、想定はできても非現実的である。
- 中部地域の6校体制の維持ではなく、子どもにとってよりよい学校数と児童数を考えるべきである。
- 中部地域全体での学区域の調整ということになると、一層影響(を受ける子ども)が大きくなる。
- 今後も、児童推計という客観的事実から単学級が避けられない。それをどうするかが問題である。

以上のうち「中部地域の6学区域での調整」については、事務局から資料(No.25のシミュレーション)が提出されるとともに、次の説明があった。

1. 学校配置のバランスが悪く、現行の中部地域6校を維持した学区域の再編成は困難。
2. 研究会答申には第三小学校の児童増も見込まれている。

この学区域再編シミュレーション(資料-25)については、次の意見があった。

- たまたま今、第八小学校が小規模だからそれを解消し、なおかつ学校の規模を平均化するにはこういう線引きになるということだが、仮に第八小学校が小規模校ではないとしても(児童の)数がバラついているので、学区域の制度を守っている以上、現実的にあり得ない線引きになる。
 実際に通っているのは子どもたちで、すでに集団を形成している。これを児童数で、こういう風にはめ込むと現実とかけ離れたものになってしまう。
 分散統合シミュレーションの1枚目(資料-23)に、第八小学校と第五小学校が合併した場合があるが、第五小学校の統合後が644名で南町小学校が423名だから、平均化していない。
 平均化ということ余り大きく考えてしまうと、「線を引き直せば」ということになり、ある時点で平均化しても、6年経てば子どもたちが全部入れ替わってしまうので、数はいくらでも変わる。
 それらを考えると「平均化が望ましい」と集約するには危険がある。

- このシミュレーションは、中部地域全体を再編成(平均化)したらどうなるのかという質問に対応し、事務局が参考に作ったものである。市がこれを考えているということではない。
均等化・平均化についても、議論の中で学校規模や教育環境の均等化は必要だろうが、これを実施すると全体が影響を受けるのであって、**委員の言うように、子どもの数に基づく均等化は、現実には誰も考えていないと思う。
- いずれにしても、どんな(学校適正化を)行っても、「正解」はないと思う。

さらに、このテーマに関連し、指定校変更(承認区域)についても議論を行った。

- 中部地域全体では児童数が増えているのに第八小学校だけが減っている。指定校変更を認めなければ複数学級になっていた。
- 指定校変更を安易に認めたため「なくなる学校に通わせるのはかわいそう」という親の心理から他校へ流出した。
- 客観的に言って、今後も単学級で推移する可能性がある。親の心理から(指定校変更は)当然であり、人為的と断定すべきではない。
- 承認区域は開校時から設けられた制度だが、現在も継続しており見直すべきである。
- 承認区域を自由に選択できる形にしてはどうか。

最後に、指定校変更(区域外就学を含む)制度については、次のように整理した。

1. 指定校変更や区域外通学は、保護者の法的権利であること。
2. 従って、教育委員会には、公平で中立かつ適切な判断が求められること。

なお、学区域の自由化(大学区制)について、現段階での教育委員会の判断は「将来的課題とする」というものであった。

移行の方法(就学計画)について

学校適正化に伴う児童の移行方法(就学計画)は当初の懇談テーマにはなかったが、懇談会での意見交換に基づき事務局から提出された移行パターンを資料に、具体的な議論を行った。

移行パターンは、次の三種類であった。

1. 学校廃止条例議決後に行う受入校の施設整備等の完了を待ち、全体で一挙に移行する方法。
2. 学校廃止条例議決の翌年からの新入学児童は受入校に就学し、年次的・段階的に移行する方法。(この場合、廃校側は受入校の分校になる。)

3. 指定校変更制度を準用し、廃校年度以前の受入校への移行を弾力的に進める方法。

主な意見は次のとおりであった。

- 新設校には新しい施設があり、転校児童も希望を持って移動した。
統廃合に伴う移動でも施設整備計画を明示するなどして、子どもに希望を持たせられる方策を。
- 子どもは比較的早く順応するが、保護者の不安の方が問題ではないか。その意味でも、保護者の理解と納得が重要である。
- 都立高校の統廃合の例では段階的解消が実施されるが、学校も生徒もモチベーションの低下が著しい。段階的解消には問題が多いので、一挙に解消する方法がよい。
- 丸ごとの移行には、双方の子どもたちが良い面を出し合いながら学校を作る、という展望が持てるのではないか。
- 校長等の異動がおおむね4年周期であることを考えると、(適正化の実施まで)あまり時間をかけては懇談会の議論の内容が継承されるか疑問である。
- 高学年こそ早めに移行し、中学校への準備をさせた方がよい。より早く実施する方策を考えるべきだ。

なお、移行パターンのひとつの「②段階的移行」については、次のような意見が示された。

1. 法的には運用の問題だが、義務教育である小中学校での実施は基本的に困難である。
2. 旧文部省の見解は「不可能ではない(違法ではない)」というものだが、現実には実施することは不可能であろう。

また、大型マンションの建設によって一時期に児童が大量に増加した第五小学校の経験を踏まえた議論も行った。

- 少しのトラブルがイジメの原因になることがあり、親が心配し不安になっている例がある。
最初の一学期をうまく乗り切ることが大切である。
- 保護者やまわりの大人が不安な気持ちでいると子どもの不安も増すので、保護者の理解と納得が重要である。

さらに、第八小学校の解消に関連して委員から提案があり、議論を行った。

- (研究会第二次答申では周辺校への分散解消が提案されているが)第五小学校の学校施設には余裕があるので、第八小学校を(第五小学校が)丸ごと受け入れることで子どもの負担を軽減できるのではないか。
- 第八小学校全体を第五小学校で受け入れできれば、不安感は小さいだろうし、子どもには順応性があるので時間が経つことで順応して行く。
1学期は戸惑いがあっても、2学期には落ち着くだろう。
- 第五小学校への丸ごとの移行ならば、学級あたりの児童数は減るし、グラウンドも1,000人規模当時からほとんど変わっていないのだから、特に問題はない。

以上が意見交換及び議論の主な内容であったが、今後の学校適正化の計画策定と実施については次のような意見があった。

1. 懇談会では「まとめて移行」という意見が多かったが、どのような移行方法をとっても4～5年はかかる問題であり、現在のように(方針も時期も決めない)不安定な状態を長引かせては、子どもにも保護者にも不安である。
2. 保護者の理解と納得が重要であるから、教育委員会は(そのために)尽力すべきである。
3. 予算や議会手続き、当事者の理解と納得を考えながら、なるべく速やかに、しかも適切に進めるべきである。

その他の事項

懇談会では、当初確認したテーマに加え、学校適正化に関連のある事項については特に制約を設けず意見交換と議論を行い、学校適正化問題の根幹に迫る努力をした。

以下は、その主な内容である。

1. 学校施設について

- 類似市との教育費の比較(資料)を見ると、子どもの総数や人口に比べ補修費が多く、学校施設が重荷になっている。
- 例えばパソコン導入に格差が見られるが、全域で教育環境や教育条件を均等にしてほしい。
- 新設校には新しい施設があり、転校児童も希望を持って移動した。統廃合に伴う移動でも、施設整備計画を明示するなどして、子どもに希望を持たせる方策を立てるべきである。

- 廃校によって浮く財源は、全額を教育に充当してもらいたい。
- 教育水準を向上させるための統廃合、というビジョンが明確であれば保護者も納得できるのではないか。市にはそのビジョンが不足しており、今後早急にビジョンを確立する必要がある。
- 単に小規模校を廃校するのではなく、適正化事業をとおして質的にも量的にも、全市域を均等な教育条件にすることが重要である。
- 受入校の整備は当然必要であり、それがなければ理解も納得も得られない。
- 体育施設(夜間照明・体育館等)を何とか確保したい。

これらの意見に対し、事務局から次の発言があった。

1. 受入校の整備は当然であり、今後財政当局とも話し合いながら計画を立てて行く。
2. 体育施設のうち夜間照明は、他校に設置する計画だが、体育館は困難である。

2. 教員配置等について

- 教員配置の基準を学級数から児童数に変えることで、学級数が減っても教員数を減らさないことはできないか。
- 教員の男女比が大きく、アンバランスだ。(男性教員が極端に少ない)
- 第八小学校の保護者は、なぜ大規模校へ移ることに反対するのか分からない。小規模校を統廃合することで、教育環境や施設の充実も期待できるのではないか。
- 財政問題を見捨てるのではなく、子ども一人当たりの経費を同一に近づける必要がある。
小規模校4校を減らし、浮いた財源を教員の資質向上にまわし、全市で全児童が等しく良好な教育を受けられるようにしてはどうか。

これらの意見に対し、事務局から「教員は全国的に学級数に基づき配当することになっている」との説明があった。

懇談会としては、これらの課題は 30 人学級化と密接に関連していることから、国の 30 人学級方針が早期に実現するよう、教育委員会や自治体の働きかけが必要である。との結論に達した。

3. 仮称「都立六仙公園」について

六仙公園については、第八小学校が計画地の中央に位置していること、中部地域の適正化を急ぐ要因でもあること、第八小学校南側の一部が事業認可されたこと、これらを踏まえた意見交換を行った他、所管する都市計画部公園緑政課に説明を求めするなどして、委員相互の理解を深めた。

主な意見等は次のとおりであった。

- 六仙公園は子どもたちのために絶対ほしい。
- 第八小学校が平成13年度の(事業)認可区域に入らないということは、第八小学校を避けて公園を作れるはずだ。公園の中に第八小学校を入れてもよいのではないか。
- 中部地域では、第八小学校だけが(六仙公園との関連はあるが)小規模校とされている。
- 公園造成工事に伴う騒音や安全対策を、どう考えるか。

以上の意見及び疑問に対し、事務局から次の説明があった。

1. 都市公園法及び野川公園等の調査結果でも、「公園内に学校を併設する」ことは不可能である。
2. 六仙公園の事業認可区域は、平成17年度頃から工事着手する予定である。
3. 事業認可区域の工事にあたっては、相応の対策を求める。

また、六仙公園の事業主である東京都に直接説明を求めた委員から、次のような報告があった。

1. 用地買収は10%程度で、未買収地には民家もあり人が住んでいる。
2. 公園事業なので強制立ち退き等は行わない。
3. 用地買収の協力が得られなければ計画を延期せざるを得ない。
4. 自然の地形を生かした公園なので、大規模な整地等の工事は基本的に行わない。
5. まとまった用地が確保できなければ、部分開放には意味がない。
6. 長期間かかる前提で考えており、多額の費用もかかるので短期間に進む事業ではない。

4. 第八小学校保護者アンケート

本懇談会は、「Ⅰ 懇談会の設置に至る経緯」で述べたように、第八小学校の分散統合を中心とした学校適正化計画について、その目的達成のために教育委員会が地域・保護者等の意見や要望をよく聞く機会を設けることを目的に設置された。

懇談会における意見交換や議論は、平成13年8月3日に開催した第6回会議をもって実質的に終了したが、その後9月13日に、中部地域の当該校である第八小学校PTAによって「中部地域の学校適正配置等に関する懇談会」に関するアンケートが実施され、その結果と主要な付帯意見が報告された。

アンケート結果は末尾に資料-26として添付したが、このアンケートにかかわる説明及び議論が次のとおり行われたので、あわせて報告する。

* 第八小学校保護者アンケート及び意見交換の内容を懇談会に反映させたい、と申し入れていたが、9月13日にアンケートを実施した。(資料-26)

回収率は約20%で、2年前の回収率80%に比べ意識が薄れている感じがする。

なお、保護者との意見交換では次のような意見があった。

1. 六仙公園ができるまで、なるべく長く第八小学校を存続してほしい。
2. 保護者が直接意見を言う場を作してほしい。

第八小学校PTAとしては、今後住民・保護者等と直接話合う場を教育委員会に作ってもらいたいと考えている。

- 懇談会での議論の経緯や内容は保護者のほとんどに伝わっているのか。なぜ20%の(低い)回収率になったのか。
- 会議録と資料を各10部複写し、自由に閲覧できるようにしてきた。(懇談会の)報告会も中立を守って行ったが、20名程度の出席だった。
2年前は急な話だったこともあり、非常に関心が高かったが、徐々に関心が薄れてきている気がする。

本懇談会では、このアンケートには保護者の率直な意見が示されていると考える。市及び教育委員会は、学校適正化の実施にあたり、このアンケート結果を十分しん酌するよう要望する。

むすび

市及び教育委員会は、今後、中部地域の学校適正化計画を検討・策定するにあたっては、行政の責任において、本報告並びに学校適正規模等研究会答申等を充分しん酌し、よりよい教育水準の向上を念頭に取り組みられることを、強く望む。

また、具体的な移行計画などについては、十分な予算措置はもちろん、子どもたちに希望を持たせることや、負担を軽減することなどにきめこまかな配慮をするとともに、保護者等への説明を充分に行い、理解と協力を得ながら、なるべく早い時期に、子どもたちにとって最もよい形での適切な対応を図られることを期待する。

東久留米市立学校適正配置等に関する懇談会設置要綱

(設 置)

第1 東久留米市立学校の適正配置と通学区域の地域内再編成等について、地域住民等と市が協力し、その目的達成に向けての意見交換等を行うため、東久留米市立学校適正配置等に関する懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(定 義)

第2 この要綱において、「地域内再編成」とは、東久留米市立学校適正規模等研究会の答申による、市立学校の適正配置と通学区域の地域内再編成の方法であり、市域を東部、中部、西部の3つの地域に区分し、各地域ごとに再編成を図ることをいう。

(懇談会の名称)

第3 懇談会は、第2の3つの地域それぞれに置き、名称は、次のとおりとする。

- (1) 東部地域の学校適正配置等に関する懇談会
- (2) 中部地域の学校適正配置等に関する懇談会
- (3) 西部地域の学校適正配置等に関する懇談会

(所掌事項)

第4 懇談会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域内再編成に関すること
- (2) 地域内再編成に伴う条件整備に関すること
- (3) その他必要な事項

(組 織)

第5 懇談会の委員は、次に掲げる者で、20人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係地域の市立学校の校長等
- (3) 関係地域の住民又は保護者

(4) 学校施設利用団体

(5) 市職員

(委員の任期)

第6 委員の任期は、1年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。なお、第5第2号及び第4号の委員が、当該選出区分の職を退いた場合は、その後任としてその職に就いた者をもって充てることができる。

(座長及び副座長)

第7 懇談会に座長1名及び副座長1名を置く。

2 座長及び副座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第8 懇談会は、座長が招集する。

2 懇談会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 懇談会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶 務)

第9 懇談会の庶務は、学校教育部において処理する。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年12月25日から施行する。ただし、第3第1号及び第3号の懇談会についての第4から第10までの規定の施行日は、要綱で別に定める。

懇 談 会 開 催 の 経 過

開催回	開催日時	議 題 (内容)	出席数	傍聴
第 1 回	平成 13 年 2 月 14 日 (1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 5 0)	* 懇談会設置の経緯及び主旨の確認 * 座長・副座長の選出 * 懇談会の進め方等を取りきめ	全員出席	2 名
第 2 回	平成 13 年 3 月 27 日 (1 8 : 0 0 ~ 2 0 : 1 0)	* 懇談テーマの確認 * 研究会答申の検証について * 学校の適正規模について * 30 人学級について* 六仙公園について	2 名欠席	7 名
第 3 回	平成 13 年 4 月 27 日 (1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0)	* 研究会答申の検証について * 承認区域について * 学校の適正規模について * 通学区域について * 教員の配置について	3 名欠席	4 名
第 4 回	平成 13 年 5 月 23 日 (1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 5 5)	* 研究会答申の検証について * 中部地域の適正規模について * 少人数指導 (少人数授業) について	3 名欠席	4 名
第 5 回	平成 13 年 6 月 27 日 (1 3 : 3 5 ~ 1 5 : 4 5)	* 学区域のあり方について * 第五小学校への統合について * 移行方法 (就学計画) について * 学校施設 (受入校の施設整備) について * 六仙公園について (公園緑政課が説明)	2 名欠席	2 名
第 6 回	平成 13 年 8 月 3 日 (1 0 : 0 5 ~ 1 1 : 4 5)	* 中部地域の学区域再編成について * 移行方法 (就学計画) について * 市財政について (企画調整課が説明)	7 名欠席	4 名
第 7 回	平成 13 年 9 月 20 日 (1 3 : 3 5 ~ 1 5 : 2 5)	* 第八小学校保護者アンケートについて * 志木市の 25 人編制計画について * 六仙公園について * 中部地域再編シミュレーションについて * 報告書 (まとめ) 素案の検討・修正	3 名欠席	8 名
第 8 回	平成 13 年 10 月 26 日 (1 3 : 4 0 ~ 1 4 : 1 5)	* 報告書の検討 (決定)	2 名欠席	4 名